

平成 29 年 3 月 29 日

宮崎県 県土整備部  
管理課長 殿

〒883-0004 日向市浜町 3-29

黒木紹光

TEL・FAX0982(95)0002

## 申入書

表題の件、以下の事実及び理由に基づき、しかるべき対応を求めます。

### 第 1 部 事実

1. 平成 29 年 3 月 14 日付日向土木事務所宛「質問書」（添付資料 1）を直接持参し、伊東寛朗副主幹へ提出しました。

2. 平成 29 年 3 月 24 日、伊東副主幹より電話があり、現在建築工事検査業務は市が主管であり、過去県が実施した検査業務についても市が対応する、との内容でした。

3. 平成 29 年 3 月 24 日夕刻、3 月 23 日付「日向土木事務所回答書」（添付資料 2）が郵送にて到着。内容は、「当事務所が回答できる立場にありません。」というものでした。

4. 日向土木事務所による当該物件の竣工検査が、平成 10 年 2 月末に実施されていますが、検査者は、屋根検査時に、防水工事の工法および施工技術について問題を認識したかしなかったかは別として、問題があったにも拘らず、「問題なし」として検査合格処理をした。

つまり、本来は、欠陥工事であることを認識した上で業者にそのことを指摘し、改善を促すべきであったにも拘らず、しなかった。

5. **A社**は、平成 23 年 10 月 14 日県立門川高等学校約 5900 万円、平成 19 年 8 月 31 日県立延岡青朋高等学校約 6850 万円の県発注工事を受注した。

6. 管理課一井氏は、私が平成 28 年 1 月 9 日に送付した、県職員 O B が **A社**に

再就職している事実に関する問合せメールに対して、「実態が分からない」という内容の回答によって、実質的に情報開示を拒否し、隠蔽を図った。

## 第2部 理由

1. 「質問書」（添付資料1）及び第1部1～4に示した通り、欠陥工事をした**A社**、及び竣工検査をした日向土木事務所、共に、非常に杜撰な業務実態があり、しかも、その事実を認めようとしないどころか、指摘を無視することにより認否自体を避け、極めて無責任な対応に終始している。

**A社**に至っては、先に提出した平成28年10月9日付「陳情書」の通り、「質問書」で採り上げた事務所だけではなく、住宅の欠陥工事と合わせて、物件引き渡し以来15年間以上、同不誠実な行為を継続している。

2. 第1部5～6に示した通り、県は、県発注工事請負業者及び県職員OBの再就職を受け入れている特定の業者と癒着関係にある疑いが濃い。

## 第3部 求める対応

1. 杜撰な竣工検査をした張本人である日向土木事務所が、「当事務所が回答できる立場にありません。」と回答から逃げることができるはずもなく、竣工検査記録を開示した上で杜撰な竣工検査の事実を認め、県としてのしかるべき具体的な対応の回答を求めます。

2. 県土整備部管理課発行「有資格業者の入札参加資格停止に関する要領」別表第2（第2条関係）12「業務に関し不正または不誠実な行為をし、建設工事等の請負契約の相手方として不相当であると認められる場合」に沿って、**A社**の処分を求めます。

3. 改めて、県職員OBの**A社**への再就職について、その事実の有無及び有の場合は、県職員としての退職年月日、退職以前5年間の所属部署と地位、再就職年月日、仲介者等を含めた再就職の経緯について、情報開示を求めます。また、仮にその県職員OBが、一度外郭団体に在籍し、その後再就職した場合は、その外郭団体での所属部署と地位、及び在籍期間を加えて情報開示を求めます。

4. 第1部2の通り、伊東副主幹の説明では、「過去県が実施した検査業務についても市が対応する」との内容でしたが、社会一般通念上、県が過去に実施した杜撰な竣工検査の責任を市が取れる筈もなく、私が、その根拠を伊東副主幹に尋ねると、返答に窮し答えられませんでした。

確認致しますが、県が過去に実施した杜撰な竣工検査の責任を市が負うという極めて異例な扱いについて、本当に間違いございませんか？（私は、それを前提に明日にでも、市に対して改めて問合せ致します。）また、伊東副主幹が答えられなかったその根拠をお答えください。

5. 第1部3に示した「日向土木事務所回答書」（添付資料2）及び、平成28年11月16日付「管理課回答書」（添付資料3）において、共通の不思議な書式が用いられています。

すなわち、本文終了後に、左端に年月日が印字され、その直下に宛名、最後右端に担当部署、担当者名及び責任者名なし、公印なし、という不思議で姑息な書式のことです。

これは、県民という下々の民に対する特別な書式として宮崎県が採用しているのでしょうか？確かに、相手を軽視しているという意思を表すには打って付けの書式で、十分にその意思が伝わってきました。

どういう理由でこの公文書書式を県が採用したのか、この県民軽視による屈辱を繰り返し私に与えた責任をどのように取るのか、お答えください。

6. 本対応の実施期限を4月7日午後5時とします。

尚、実施期限をもって、結果の如何を問わず、本件の内容及び経緯を、氏名を含め、消費者保護及び知る権利の観点から、全て公表させていただきます。

以上